

連節バス導入ガイドライン（案）

平成 25 年 月



国土交通省自動車局

目 次

- 1 連節バス導入に向けた検討の流れとポイント 1
- 2 連節バス運行開始までのスケジュール(例)
- 3 許認可の審査に係る関係機関への意見照会期間の短縮の例
- 4 事前準備について
- 5 乗合バス事業許認可に係る手続きについて
- 6 道路運送車両の保安基準緩和の認定申請について
- 7 並行輸入自動車の申請について
- 8 特殊車両の通行許可申請について

連節バスの導入に向けた検討の流れとポイント

新規導入に向けた基本的な検討の流れとポイントは、以下のとおりです。

主な検討の流れ

チェックポイント

事前準備
ステップ1

- (1) 地域における連節バス導入の有効性の判断
- (2) 関係者の協議体制の確立
- (3) 導入車両の選定

申請書類の作成
ステップ2

(1) 事業計画変更申請

路線に配置する車両のうち、長さ、幅、高さ、又は車両総重量が最大の車両について、その値を申請し認可を受ける必要があります。当該認可に当たっては、道路管理者等の関係者から意見を聴かなければならないことになっています。

(2) 保安基準緩和認定申請

- ① 保安基準について
 - ・自動車は、道路運送車両の保安基準に適合し、国が行う検査に合格しなければ道路を運行できません。
- ② 保安基準の緩和認定について
 - ・使用の様相が特殊であること等により保安基準の規定を適用しなくても支障がないと運輸局長が認定した基準は適用しない。
- ③ 保安基準緩和の認定申請ができる連節バス
 - ・路線を定めて定期的に運行する長さが18メートル以下の旅客自動車運送事業用自動車
- ② 保安基準緩和の認定申請者
 - ・認定を受けようとする自動車の使用者（バス事業者の代表者）
- ③ 保安基準緩和認定の申請先
 - ・管轄する地方運輸局
- ③ 申請書に添付する書面
 - ・主要諸元比較表
 - ・車両外観図
 - ・計算書及び緩和部分詳細図
 - ・遵守事項の誓約書
 - ・使用者の事業内容（登記簿謄本、旅客運送事業認可書の写し等）
 - ・会社組織図
 - ・運行管理者選任届出書の写し
 - ・主要運行経路図
 - ・保有車両一覧表
 - ・運行管理規程

(3) 並行輸入自動車の申請

- ① 並行輸入自動車とは、
 - ・型式指定自動車等の国土交通省の認証を受けていない外国製自動車

- 関係者と十分な協議・調整をしておくことをお勧めします。
 - ・走行予定の道路（回送区間を含む）は、車両規格に照らして、道路構造上・周囲の交通環境上の支障がないかどうか。
 - ・バス停留所は、発着に際して、道路構造上・周囲の交通環境上の支障がないかどうか。
 - ・自動車車庫は車両の出入りに支障がないかどうか。
 - ・運行系統、運行回数、運行時刻は利用者のニーズに見合ったものになっているかどうか。

● 連節バスの保安基準緩和例

	長さ	幅	軸重	非常口
連節バス	18m	2.55m	11,500kg	無し
保安基準	12m以下	2.5m以下	10,000kg以下	要

長さ、幅、軸重の他に保安基準に適合していない部位がある場合は、事前に運輸局に相談してください。

- 運輸局によっては運輸支局に申請となっている場合がありますのであらかじめ運輸局に相談してください。
- 連節バス製作者の日本支社等から申請書類作成の技術的サポートが受けられるよう準備することをお勧めします。
- 運行経路の道路整備等が必要となる場合があるので関係者と十分な協議・調整をしておくことをお勧めします。
- 連節バスは、国土交通省の認証を受けていないので、あらかじめ書面で保安基準適合性をチェックする並行輸入自動車の事前審査の申請が必要となります。

連節バスの導入に向けた検討の流れとポイント

主な検討の流れ

チェックポイント

申請書類の作成
ステップ2

- ②申請書に添付する書面
- ・自動車通関証明書(写)
 - ・主要諸元概要表
 - ・車台番号等の解説資料
 - ・外観四面図
 - ・原動機等に関する資料
 - ・排出ガス試験結果成績表(原本)
 - ・技術基準への適合性を証する書面
(連節バス製作者が日本の技術基準に適合する旨を証する書面)
 - ・その他保安基準への適合性を証する書面
(ワンマンバス構造要件への適合検討書、最小回転半径計算書、最大安定傾斜角度計算書等)
- ④特殊車両の通行許可申請
- ①特殊車両の通行許可とは、
- ・道路は、車両の長さ、重量等についての一定の規格(一般制限値)を超えない車両が安全・円滑に通行できるように設計されており、これを超えることはできないが、申請に基づき道路管理者が審査し、必要な条件を付して通行を許可した場合には、一般的制限値を超える車両の通行が可能となります。
- ②一括申請
- ・申請する通行経路が他の道路管理者の管理する道路に跨る場合に、そのうちのいずれかの道路管理者に申請することができます。
- ②許可期間
- ③申請書に添付する書面
- ・車両内訳書
 - ・車両諸元に関する説明書
 - ・通行経路図
 - ・軌跡図
 - ・その他道路管理者が必要とするもの
(車両の構造の特殊性について記載した書面。所轄警察署との事前打ち合わせ記録等を道路管理者の指示に従い提出)
- ③申請書類の作成要領
- 連節バス製作者の日本支社等から申請書類作成の技術的サポートが受けられよう準備することをお勧めします。
- 連節バス製作者と販売契約をした者が輸入した連節バスの場合、日本の排出ガス基準の適用が猶予されないため、連節バス製作者等が実施した排出ガス試験成績書の提出が必要です。
- 特殊車両の通行許可が必要な一般的制限値
- | | 長さ | 幅 | 軸重 |
|--------|-----|-------|----------|
| 連節バス | 18m | 2.55m | 11,500kg |
| 一般的制限値 | 12m | 2.5m | 10,000kg |
- 例えば、国道を通行しないのに国道の道路管理者である国道事務所に一括して申請することは出来ません。また、一括申請を受けできる窓口は、通行経路上の指定市以上の道路管理者となります。
- 旅客自動車運送事業用の連節バスの場合、許可期間は2年です。
- 軌跡図は必ず必要です。専門の作成業者をあらかじめ探しておくことをお勧めします。
- 特殊車両通行許可算定システム(オンライン申請)を使って書類を作成する場合であっても、当該システムは連節バスに対応していないため。あらかじめ道路管理者に連節バスの場合の入力方法について相談してください。